

一 般 質 問 通 告 書

令和 7 年 1 月 2 4 日

議 会 議 長 様

議席番号 8 番

議員氏名 上 田 聡

質 問 事 項	質 問 要 旨	指 定 答 弁 者
1. 地域公共交通計画を策定し、デマンド交通導入検討の担当課を決めよ	関東運輸局のホームページにはこうある(令和4年3月交通政策部交通企画課発出)。「令和2年11月の改正地域公共交通活性化・再生法の施行により、地方公共団体による地域公共交通計画(旧:「地域公共交通網形成計画」)の作成が努力義務化され、原則として全ての地方公共団体が、協議会方式等で地域公共交通計画を作成することとされました。」 令和6年6月末時点で、県内63自治体中33自治体で地域公共交通計画を策定済みで、デマンド交通を導入している県内26市町の内、15市町が同計画を策定済みである(「図・表」参照)。以上を踏まえて伺う。 (1) 地域公共交通計画に係る改正地域公共交通活性化・再生法の概要を明らかに。 (2) 同計画を策定すると、地域公共交通会議のあり方や権限、補助金の種類や内容等はどう拡充するのか。 (3) 町長に伺う。同計画を策定する場合の担当課はどこが最適と考えるか、理由とともに明らかに。 (4) 県内の市町では、デマンド交通の担当課は主に都市計画課や総合政策課、政策財政課などである(「図・表」参照)。当町の場合、デマンド交通の導入を検討する際の担当課はどこが最適と考えるか、町長の見解を伺う。	町長 副町長 総合政策課長 担当課長

1 月 2 4 日 午前・午後 8 時 5 0 分 受理

質 問 事 項	質 問 要 旨	指 定 答 弁 者
2. 国保税の子ども均等割の多子世帯減免制度は復活を	子どもの数が多いほど国保税が引き上がる均等割の仕組みに対しては、「まるで人頭税」・「子育て支援に逆行している」という批判の声が全国で上がった。これを受け、2010年代後半から全国各地で子どもの均等割を減額・免除する自治体独自の取組が始まり、杉戸町も2018年度から、一般会計からの法定外繰り入れによって、3人目以降の子どもの均等割を減免（免除）してきた。 しかし町は、2022年7月の厚生労働省からの「事務連絡」を引き合いに、子ども均等割りの多子世帯減免制度のための一般会計からの法定外繰入金は、「計画的に削減・解消すべき赤字として決算補填等目的の一般会計繰入と明確に位置付けられた」という理由で、2024年度を以って同制度を廃止する決定をしてしまった。 以上を踏まえて伺う。 (1) 多子世帯減免制度は、地方税法第717条を活用して、町が制定した条例による減免と理解してよいのか。 (2) 地方税法第717条に基づく「条例減免」であれば、これを実施するための一般会計からの法定外繰入は、厚労省の区分では「決算補填等目的以外の法定外繰入」と扱われ、国保運営方針でいう「削減・解消すべき赤字」の対象とはならず、「保険者努力支援制度」の減点の理由にもならないと認識しているが、町の見解は（「図・表」参照）。 (3) 子育て支援を拡充して住みよいまちづくりを推進し、子育て世帯の移住を促進するためにも、多子世帯減免制度を復活させた上で、第3子以降のみならず、第2子以降へも減免対象を拡げるべきと考えるが、町長の見解は。	町長 副町長 町民課長 担当課長